

鎌倉市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果報告を公表します。

令和4年(2022年)4月1日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎

同 森 功一

監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（財務監査）

2 監査の対象

(1) Aグループ

共生共創部、総務部、市民防災部、まちづくり計画部、公平委員会事務局

(2) Bグループ

こどもみらい部、健康福祉部、都市景観部

3 監査の結果

おおむね良好に執行されているものと認められた。

ただし、複数の課等において、随意契約に関する事務及び契約締結に関する事務等について事務処理の一部に留意すべき事項が認められた。それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務執行に努められたい。

なお、主な注意事項としては、次のものがあつた。

- (1) 随意契約における価格の妥当性の説明が不十分なもの……………13件
- (2) 決裁文書に添付する施行文の写しが不備なもの……………33件
- (3) 随意契約締結結果の公表をしていなかったもの……………14件
- (4) 契約書類の不備（文言、訂正の方法、仕様書添付や記載ミス等）……39件
- (5) 収入印紙の誤り……………24件
- (6) 提出書類（作業責任者届等）の不備・不受理……………38件

4 監査委員の意見

(1) 仕事の意味を考えて取り組む必要性

随意契約の決裁について、価格の妥当性に係る研究・検討がなされた形跡の無いものや説明が不十分なもの、また、例年実施する業務においては、選定理由についての記述が明らかに前例踏襲であるものが見られた。

これらを単なる記述の問題として捉えていては問題の根本的解決にならない。パターン化した流れ作業に埋没するのではなく、なぜこの業務が必要なのか、その業務を遂行するための最良の選択肢は何かということ自分の頭で考え抜くことが大前提である。その結果、十分な理由があつて随意契約にすると結論を得たなら、客観的な視点に立った説明責任が伴う。その自覚があれば随意契約締結の結果を公表することを失念するはずがない。

自分の頭で考え抜くことは、職員自身の企画開発力を磨くことにつながり、大きな政策を考えていく際に大いに役立つことになる。自分の頭で考え抜くことの必要性・重要性を理解し、職員の動機付けに真摯に取り組んでいただきたい。

(2) 適切な情報管理の重要性

もう一点、主な注意等の中で、情報セキュリティの確保に関する遵守事項や個人情報の

取扱いに関する遵守事項に関して、情報システムやソフトウェア更新に係る作業責任者等の届出が提出されていないという案件が多く見られた。

作業責任者等の届出を受けることは、契約に定められた鎌倉市の情報システムにアクセスすることができる者を特定することで、何らかの障害が発生した場合などに、問題の解決をスムーズに行う体勢を確保することに加え、事件・事故の抑止効果として機能するというリスク管理上とても重要なポイントである。

市と受託者の責任の所在を明確にすることが、お互いの信頼関係を高める結果になり、最終的に業務を円滑に進めることにもつながると考える。単にルールの一つとして捉えるのではなく、なぜ届け出という行為が必要なのか、どの様なリスクにつながる恐れがあるのかを職員一人ひとりが強く意識するよう指導していただきたい。

5 監査の実施方法

(1) 監査の根拠

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに鎌倉市監査基準に準拠した。

(2) 監査の実施期間

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日（木）から令和 4 年（2022 年）3 月 24 日（木）まで

(3) 監査の調査範囲

令和 2 年度の財務に関する事務

(4) 監査の主な着眼点

ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

イ 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。

(5) 監査の実施内容

監査に当たっては、監査等資料を基に関係書類の提出を受け、関係者からの説明を聴取するとともに、関係書類の調査を実施し、必要に応じ現地調査を行った。